

**【課題】**：著作物に関する裁判事件を1件特定し、その判決について調査し紹介してください。複数の論点がある場合は1点に絞ります。

判決の報告書として、A4用紙に1枚で、複数の論点がある場合も一つの論点を紹介

**【書誌事項】** 事件名，裁判所，判決日，関連条文，キーワード

**【要旨】** 裁判所の争点に関する判断を要約

**【判示】** 判決の根拠となった理由を裁判所の判断から抜粋

**【所感】** 判決に同意するならば、どの点が、どういう理由で同意できるのか。

判決に批判的であれば、どの点が、どういう理由で同意できないのか。

注1) 所感は、裁判所の判断について同意する場合、賛成できない場合、よく判断できない場合も含め、なぜそう考えるのかオリジナリティを發揮すること

注2) 具体的案件は、授業内容に拘泥される必要はないが、著作権法に関するもの

注3) 表紙を付けずに上部ヘッダーに氏名と提出日を記載

#### <参考見本>

後発医薬品事件 最二 110416 法 67 条， 68 条， 69 条①， 100 条， 薬事法 14 条 特許権の効力

**【要旨】** 後発医薬品について薬事法 14 条所定の承認を申請するため必要な試験を行うことは、特許法 69 条 1 項にいう「試験又は研究のためにする特許発明の実施」に該当する。

**【判示】** 特許権の存続期間終了後に特許発明に係る医薬品と有効成分等を同じくする医薬品を製造して販売することを目的として、その製造につき薬事法 14 条所定の承認申請をするため、特許権の存続期間に、特許発明の技術的範囲に属する化学物質又は医薬品を生産し、これを使用して右申請書に添付すべき資料を得るのに必要な試験を行うことは、特許法 69 条 1 項にいう「試験又は研究のためにする特許発明の実施」に当たり、特許権の侵害とはならないものと解するのが相当である。

特許権者にとっては、特許権存続期間中の特許発明の独占的实施による利益は確保されるのであって、もしこれを、同期間中は後発医薬品の製造承認申請に必要な試験のための生産等をも排除し得るものと解すると、特許権の存続期間を相当期間延長するのと同様の結果となるが、これは特許権者に付与すべき利益として特許法が想定するところを超えるものといわなければならない。

**【所感】** 略